

○包括連携協定の有効活用について

(令和4年12月8日付け香企画第258号)

県警察では、安全かつ安心に暮らせる地域社会を実現するため、「包括連携協定を締結している民間企業等について(通達)」(令和4年2月14日付け香企画第28号。以下「旧通達」という。)のとおり、包括連携協定を締結している大学や民間企業等(以下「民間企業等」という。)と連携し、様々な取組を実施してきたところ、近年、CSRやSDGsの理念から民間企業等による社会貢献の機運が高まっており、官民パートナーシップによる取組を活性化させる絶好の機会が訪れている。

また、限られた人的・財政的資源の下で最大限の効率を上げ、少子高齢化や人口減少、社会のデジタル化等の社会情勢の変化に適応する警察運営を推進していくためには、民間企業等と更に協力し、連携を一層推進する必要がある。

各所属にあっては、包括連携協定をこれまで以上に有効に活用し、民間企業等の特性や資源を生かした各種施策に取り組まれない。

なお、包括連携協定の締結先一覧、連携事項等の詳細については、企画課長が別に通知することとし、旧通達は、本通達をもって廃止する。